

芦屋フットサル連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、芦屋フットサル連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目的)

第2条 連盟は、フットサル競技の正しい普及及び発展を図り、併せて連盟員の体力向上と人格形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連盟は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 芦屋フットサルリーグの実施運営
- (2) 芦屋フットサルカップの実施運営
- (3) フットサルの実技指導及び情報の提供
- (4) その他、連盟の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、加盟チームをもって組織する。

第2章 機関

(機関)

第5条 連盟に、総会、理事会及び専門委員会をおく。

(総会の運営)

第6条 総会は、連盟の議決機関であって加盟チーム毎に1名の外、役員で構成される。

2 総会は、会長が召集する。

3 総会の議事は、出席者の過半数で定め、可否同数のときは議長の定めるところとする。

(総会の議長)

第7条 総会の議長は、会長、副会長または会長の指名したものとする。

(総会の権限)

第8条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算を定めること。
- (2) 決算報告を認定すること。
- (3) 事業運営の基本的方針に関すること。
- (4) 規約及び規則を設け、または改廃すること。
- (5) その他特に重要な事項。

2 総会は、監事に対し連盟の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(理事会の運営)

第9条 理事会は、連盟の執行機関であって、会長及び理事で構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長が召集する。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数で定める。

(理事会の権限)

第10条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、執行する。

- (1) 規約及び規則の施行に関すること。
- (2) 規約及び規則の改廃に関すること。
- (3) その他、連盟の事業執行上必要なこと。

(専決処分)

第11条 理事会は、会長において総会を召集するいとまがないと認めるときは、理事会が議決すべき事項を処分することができる。

2 理事会は前項の規定による処置については、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

3 会長は、会長において理事会を召集するいとまがないと認めるときは、理事会が議決すべき事項を処分することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による処置に準用する。

(専門委員会)

第12条 理事会は、その権限に属する事項の調査、研究などのために、次の専門員会を設け、諮問及びその権限に属する事項の一部を委任することができる。

- (1) 運営委員会
- (2) 審判委員会
- (3) 規律委員会

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、次の事項を分掌執行する。

- (1) リーグ戦の運営規則の施行及び改廃に関する事。
- (2) リーグ戦の開催日程等の調整に関する事。
- (3) リーグ戦の試合結果の記録及びその保存に関する事。
- (4) チーム及び選手登録手続きに関する事。

(運営委員の選出)

第14条 運営委員は、加盟チーム毎に1名以上の外、会長が委員の賛同を得て若干名を専任する。

(運営委員の任期)

第15条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠による運営委員並びに増員による新運営委員の任期は、他の運営委員の残任期間と同じとする。
- 3 運営委員の任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(審判委員会)

第16条 審判委員会は、次の事項を分掌執行する。

- (1) リーグ戦の競技規則の施行及び改廃に関する事。
- (2) リーグ戦の審判割り当てに関する事。
- (3) 競技規則の周知徹底、審判の育成に関する事。

(審判委員の選出)

第17条 審判委員は、加盟チーム毎に2名以上の外、会長が委員の賛同を得て若干名を専任する。

(審判委員の任期)

第18条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠による審判委員並びに増員による新審判委員の任期は、他の運営委員の残任期間と同じとする。
- 3 審判委員の任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。(規律委員会)

第19条 規律委員会は、次の事項を分掌執行する。

- (1) リーグ戦競技中の悪質な反則行為に対する処分決定に関する事。
- (2) リーグ戦開催中の施設破損・暴力行為等に対する処分決定に関する事。
- (3) 連盟が主催(共催)する事業に対する妨害・非協力に対する処分決定に関する事。
- (4) その他、連盟及び連盟員の名誉・人格を汚す行為に対する処分決定に関する事。

(規律委員の選出)

第20条 規律委員は、会長が委員の賛同を得て若干名を専任する。

(規律委員の任期)

第21条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠による規律委員並びに増員による規律委員の任期は、他の規律委員の残任期間と同じとする。
- 3 規律委員の任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第3章 役員

(役員)

第22条 連盟に、次の役員を置く。

会長 1名
副会長 2名以内
理事 若干名
監事 2名以内

- 2 会長は、総会において専任、推挙する。
- 3 副会長は、総会の同意を得て会長が選任する。
- 4 理事は、総会の同意を得て会長が選任する。
- 5 監事は、総会の同意を得て会長が専任する。

(理事の職務)

第23条 会長は、連盟を代表し、事業を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して連盟の事業を議決し、執行する。

(監事の職務)

第24条 監事は、連盟の資産及び業務に関し次の職務を行う。

- (1) 連盟の資産の状況を監査すること。
- (2) 資産の状況又は事業の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会を召集すること。

(役員任期)

第25条 役員任期は2年とし、再任は1期までとする。

第4章 会計

(経費)

第26条 連盟の経費は、次に掲げるものをもってこれにこれにあてる。

- (1) 参加料
- (2) 寄付金
- (3) その他収入

(会計年度)

第27条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第28条 連盟の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

(監査)

第29条 監事は、毎会計年度1回以上の会計監査をしなければならない。

- 2 監事は、前項の監査の結果を理事会及び総会に報告しなければならない。

(決算)

第30条 理事会は、毎年5月末日までに決算書を作成しなければならない。

- 2 理事会は、決算書及び証書類を監事の審査に付し、その意見をつけて総会の認定に付さなければならない。

第5章 雑則

(補則)

第31条 本規約にないものは、理事会でこれを決定する。

付則

この規約は、平成12年4月1日より施行する。